後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成20年度に創設された。

制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであるが、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、当該特例措置については、段階的に縮小することとされたところである。

その中で、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされているが、消費税率再引上げの延期により、それらの社会保障関連施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念がある。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、平成27年11月12 日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料 軽減特例措置について」は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよ う、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずる こと。」を求めている。

よって、国におかれては、低所得者の負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月23日

宮崎県議会

衆議院議 大 島 殿 長 理森 参議院議 忠一 殿 長 達 伊 内閣総理大臣 晋 三 殿 倍 安 生 殿 財 務 大 臣 太郎 麻 大 早 苗 殿 総 務 臣 市 髙 殿 厚生労働大臣 塩 崹 恭 久 内閣官房長官 義偉 殿 菅